平成２７年（ヘ）第１８６号
横浜市港北区箕輪町３丁目20番28号
申立人　株式会社バネックス
代表者代表取締役　齋藤　忠一
申立人代理人弁護士　酒井　　将
同　浅野健太郎
同復代理人弁護士　栗田　道匡
権利を争う旨の申述の終期　平成28年３月９日
平成27年12月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＬＡ97263
金額　697,934円
支払期日　平成27年１月10日
支払地　東京都大田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行蒲田駅前支店
振出日　平成26年８月29日
振出地　東京都大田区
振出人　日本電機株式会社　代表取締役社長　倉持　康壽
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（ヘ）第１８７号
東京都港区新橋２丁目16番１―1013号
申立人　株式会社ファースト・インターナショナル
代表者代表取締役　玉井　英夫
権利を争う旨の申述の終期　平成28年３月９日
平成27年12月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　２通
⑴小切手番号　507540
金額　5,000,000円
支払人　株式会社三井住友銀行日比谷支店
支払地　東京都港区
振出日　平成27年７月24日
振出地　東京都港区
振出人　株式会社三井住友銀行日比谷支店　支店長　松本　敬之
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　507541
金額　10,000,000円
⑵の小切手の支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ

平成２７年（ヘ）第１９０号
東京都中央区八丁堀１丁目６番１号
申立人　株式会社東京マテリアルス
代表者代表取締役　浅香　雅史
権利を争う旨の申述の終期　平成28年３月９日
平成27年12月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＪ93997
金額　283,500円
支払期日　平成28年３月５日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行神田駅前支店
振出日　平成27年10月25日
振出地　白地
振出人　東京新資材株式会社　代表取締役社長　住山　星司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１５６号
栃木県足利市毛野新町１丁目178番地１
債務者　新里　俊行
１　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６４号
鹿児島県薩摩川内市下甑町長浜546番地１
長浜城の中一般住宅２号室
債務者　上江　　亮
１　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉695番地168
債務者　深津　健一
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９１号
横浜市磯子区洋光台５丁目９番41号　クレスト洋光台301号
債務者　早川タキ子
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩佐　理絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１９号
横浜市緑区台村町556番地２　メゾンＹＫⅢ101号、旧住所横浜市緑区中山町861番地２コスモ中山303
債務者　林　　進
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９６０号
大阪市城東区今福東３丁目12番２―210号
債務者　前田千恵子
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大内　　純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１８号
兵庫県明石市硯町３丁目６番４号　　サンハイツ303号、住民票上の住所大阪府東大阪市小阪本町１丁目６番７号
債務者　奥　　謙二
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有田　沙織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７５号
兵庫県三木市志染町吉田119番地
債務者　原　　諒一
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部